

給水装置 2 次側修繕等優先紹介事業
事業者募集要項

令和 3 年 7 月 1 5 日

大和郡山市 上下水道部

給水装置 2 次側修繕等優先紹介事業の事業者募集要項

1. 事業の目的

大和郡山市（以下「市」という。）は、大和郡山市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第 3 条に規定する給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）から、条例第 2 1 条に規定する水道メーターの 2 次側にある給水装置（以下「給水装置」という。）の不具合による修繕依頼等に対し、市が水道法第 1 6 条の 2 第 1 項による指定をした者（以下「指定工事店」という。）のうち、他の指定工事店に優先して、サービス品質や技術力において最良な指定工事店（以下「優先紹介事業者」という。）を選定したうえ所有者等に紹介し、所有者等の修繕依頼に迅速に対応し、水道サービスの向上を目的とします。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称

給水装置 2 次側修繕等優先紹介事業

(2) 事業の内容

大和郡山市水道事業給水区域（以下「給水区域」という。）内の給水装置の所有者等から、給水装置の修繕依頼や漏水対応の依頼を受けた際に、優先紹介事業者を所有者等に紹介し、適切な費用で合理的に修繕等に対応させるもの。

※大和郡山市水道事業給水区域

（大和郡山市〔矢田丘陵高地区を除く〕・生駒郡安堵町大字上中窪田地区及び大字東安堵地区の一部）

(3) 事業の対象

給水区域内にある給水装置を所有又は使用する者からの修繕依頼等

(4) 事業の期間

令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

3. 市の協力等

市は、本事業において、所有者等に優先紹介事業者を下記のように紹介する。

(1) 市上下水道部への修繕対応業者の紹介依頼に対し、優先紹介事業者を紹介する。

(2) 優先紹介事業を市ホームページ、広報紙（つながり）、水道広報紙（ふれっしゅ郡水）に掲載する。

4. 本事業の費用負担

所有者等から依頼される給水装置の修繕等にかかる費用を除き、本事業の準備、受付、対応にかかる費用は、優先紹介事業者の負担とする。

5 担当窓口

優先紹介事業者の選定を担当する窓口（以下「担当窓口」という。）は、以下のとおりとする。

大和郡山市上下水道部 業務課 お客さま係

住 所： 〒639-1001 大和郡山市植槻町 6-10

T E L： 0743-58-5602

F A X : 0743-52-1923
E-mail : suigyo@city.yamatokoriyama.lg.jp

6 応募資格要件

応募者は、以下の要件を満たす法人であることとする。

- (1) 水道法第16条の2第1項の指定を、申込日において大和郡山市から指定給水装置工事事業者を受けている者であること。
- (2) 本事業を遂行するに足る、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (3) 申請書の提出日から事業者決定までの期間に、本市、並びに本市以外の官公署より、指名停止措置を受けているものでないこと。
- (4) 大和郡山市暴力団排除条例（平成23年大和郡山市条例第21号）第2条の規定による暴力団又は暴力団員に該当しない者であること、並びに、以下に示す各事項に該当しないこと。
 - ア 当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む）。
 - エ 当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 市発注に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながらこれを締結したとき。
 - キ 当該者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）であって、市長が当該者に当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、当該者が正当な理由なしにこれに従わなかったとき。
 - ク 市の契約を履行するに当り、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (5) 応募要項発表直前に終了した事業年度（1年分）に係わる国税の滞納がない者であること。
- (6) 以下に示す各法律の規定に該当する者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加資格のない者。
 - イ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てを行っている者。
 - ウ 会社法施行前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告を行っている者。

- エ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てを行っている者。
- オ 旧和議法（大正 11 年法律 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 条）第 30 条の規定による更生手続開始申立て及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者。
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。（ただし、旧会社更生法及び会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。）

7 公募スケジュール

- (1) 募集要項の配布 令和 3 年 7 月 15 日から下記の大和郡山市公式ホームページに掲載する。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gyomuka/nyusatsu_keiyaku/1/10343.html

- (2) 質問受付期間 令和 3 年 7 月 15 日（木）から令和 3 年 7 月 20 日（月）まで

電子メールで受付

- (3) 応募受付期間 令和 3 年 7 月 15 日（木）から令和 3 年 8 月 10 日（火）

平日午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

- (4) プレゼンテーション

ア 開催日 令和 3 年 8 月 26 日（木）（予定）

イ 実施場所 大和郡山市上下水道部庁舎

ウ 持ち時間 プレゼンテーション 20 分以内 質疑応答 20 分以内

エ 説明者 出席者は、1 応募者につき 3 名以内とする、

オ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは非公開とする。

(イ) 個人名・企業名は非表示とすること。

(ウ) プレゼンテーションに出席しない場合は、参加意思がないもののみなし、原則として優先紹介事業者に選定しない。

(エ) 開催時間等については、応募者に別途通知する。

(オ) 8（1）イによる事業提案書のみにより行います。事業提案書以外の資料、パンフレット等を使用することは認められません。

- (5) 優先紹介事業者の決定

令和 3 年 8 月 26 日（木）

同日に 7（1）の大和郡山市公式ホームページに掲載する。

8 応募書類

- (1) 応募書類の種類

応募書類は、次に掲げる書類とします。

- ア 優先紹介事業事業者選定申込書（別紙様式1）
- イ 事業提案書（別紙様式2ーアから2ーキ）
 - （ア）会社事業実績（別紙様式 2ーア）
 - （イ）財政的安定性（別紙様式 2ーイ）
 - （ウ）受付対応・サービス提供体制（別紙様式 2ーウ）
 - （エ）社員教育・研修（別紙様式 2ーエ）
 - （オ）修繕等見積価格の妥当性確保（別紙様式 2ーオ）
 - （カ）トラブル対応能力（別紙様式 2ーカ）
 - （キ）その他自由提案（別紙様式 2ーキ）
- ウ 調査費等見積（別紙様式3）
- エ 暴力団に関与のない旨の誓約書及び承諾書（別紙様式）
- オ 印鑑証明書
- カ 法人の登記事項証明書
- キ 納税証明書 その3の3
- ク 法人概要（会社パンフレット等）

（2）応募書類の提出

- ア （1）ア、ウ、エ、カ、キについては正本1部、（1）イについては正本1部、副本8部とする。
- イ （1）イ、ウは、A4フラットファイル2穴に綴じて、縁取り紙に様式番号を記入したものを貼り付けること。
- ウ （1）イの（ア）から（キ）には、応募者名を表記しないこと。

9 調査費等見積額の上限 3,000円/回（消費税相当額含む）

調査費等見積額の上限を超過した見積を提示した場合は、失格となります。

10 審査及び選定

（1）審査の方法

- ア 提出された応募書類及び応募者によるプレゼンテーションに基づき、学識経験者による事業者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）において（4）の項目から評価値を算出し、審査を行う。
- イ 評価値の満点を100点とする。

（2）事業者の選定

評価値が50点以上の者の中から、最も評価値の高い応募者及び最も評価値の高い応募者の95%以上の評価値の者を事業者として選定する。

（3）評価の基本方針

評価値の算出方法は、所有者等に直接サービス提供する事業として、品質を向上するうえで、給水装置修繕の技術力の水準を確保する観点から、（4）の事業者選定基準を設定する。

(4) 事業者選定基準

提案書に関する評価項目と配点は次のとおりとする。

【提案書等に対する審査項目と配点】						
	審査項目	配点	様式	評価項目		
事業者選定基準	事業実施能力	54	6	様式2-7	事業実績	<input type="checkbox"/> 優先紹介事業者としての豊富な事業実績を持っているか。
			6	様式2-イ	財政的安定性	・資本金 ・ROA（総資本比率） ・自己資本比率 ・流動比率 （財務諸表の確認）
			30	様式2-ウ	受付対応・サービス提供体制	<input type="checkbox"/> 所有者等からの連絡の容易性 <input type="checkbox"/> 所有者等からの受付可能時間 <input type="checkbox"/> 修繕等への即応性 <input type="checkbox"/> 発生する修繕数への対応可能な体制がとられているか。 <input type="checkbox"/> 修繕等への対応で十分な修繕技術を持っているか。 <input type="checkbox"/> 漏水箇所等の原因不明の際の対応について。
			12	様式2-エ	社員教育・研修	<input type="checkbox"/> 従業員のお客様接遇向上について、十分な対策がとられている。 <input type="checkbox"/> 従業員の修繕への技術力が確保されているか。
	小計	54	54			
	事業実施内容	46	12	様式2-オ	修繕等見積価格の妥当性確保	<input type="checkbox"/> 調査後の見積額の妥当性が確保されているか。 <input type="checkbox"/> 所有者等へ修理箇所の説明及び見積価格を明確に説明される体制がとられているか。 <input type="checkbox"/> 所有者等の発注先決定について、自由度が確保されているか。
			18	様式2-カ	トラブル対応能力	<input type="checkbox"/> 所有者等との修繕や契約上のトラブルについて、適法な解決策を持っているか。 <input type="checkbox"/> トラブルの発生回避の方法がとられているか。
			10	様式2-キ	その他自由提案	<input type="checkbox"/> 提案内容の有効性、実現性など効果的な内容か。 （例：地域貢献、住民とのコミュニケーション等）
			6	様式3	調査費等見積	<input type="checkbox"/> 本募集要項 9 調査費等見積額の上限額以内の低廉な提案になっているか。
	小計	46	46			
合計		100				

(5) 評価値の算出方法

ア 評価値は、小数点以下2位止め（3位を四捨五入）とするが、同位のものがある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすことができる。

イ 提案書に関する得点化方法

(ア) 応募者について、評価項目に対して、次に示す5段階評価による得点化方法で算出する。

(イ) 事業提案書に関する各評価項目に対して、各選定委員が個別に評価を行った得点の平均値を評価値とする。

評価	評価内容例	得点化方法
A評価	非常に優れた提案が記載され、大きな効果が期待できる。	配点×100%
B評価	より優れた提案が記載され、より効果が期待できる。	配点×75%
C評価	一般的な提案であるが、効果が期待できる	配点×50%
D評価	一般的な提案であるが、ある程度の効果は期待できる。	配点×25%
E評価	一般的な提案にとどまり、ほとんど効果が期待できない。	配点×0%

11 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 公正な事業者選定を実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は当該応募者を応募させない、又は事業者の審査及び選定を取りやめることがある。
- (4) 後日、不正な行為が判明した場合には、協定書の解除等の措置をとる場合がある。
- (5) 市が必要と認めた場合は、事業者の審査及び選定の延期、中止、又は取り消しを行うことがある。この場合、応募者に発生した費用は応募者の負担とする。

12 応募書類の修正等

応募書類の提出後の修正、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、以下の場合において、市は適正な評価を行うため修正等を行う場合がある。

- (1) 応募者の提出する提案書等のうち、事実を証明する資料について、誤記又は記載漏れ、その他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、不備の原因が、市が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、かつ、当該事実について、市が保有する資料により確認できる場合は、市が保有する資料により評価する場合がある。
- (2) 応募者の提出する提案書等に、誤記又は記入漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、この誤記又は記入漏れが、その他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものであり、ヒアリング若しくは電話等による確認により、正しい記載内容を確認したときは、市において誤記の訂正又は記入漏れ

の補記を行ったうえで評価する場合がある。

なお、提案書等の内容に応募者を特定できる表現がある場合は、市において、抹消したあとに評価する。

- (3) 応募者の提出する提案書等に、資料の不足があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、事業提案内容に影響しない事項については、資料の追加提出の指示を行う場合がある。

13 著作権

市は、著作権が応募者に帰属する応募書類について公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保有する者は、当該公表について最大限配慮しなければならない。